

会 議 録 目 次

令和 5 年第 2 回海田町議会定例会（第 4 日目）

令和 5 年 3 月 1 4 日（火）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	常任委員会委員の選任について……………	4
日程第 2	議会運営委員会委員の選任について……………	4
日程第 3	同意第 2 号 副町長の選任の同意について……………	6
日程第 4	第 10 号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について……………	8
日程第 5	第 11 号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	8
日程第 6	第 12 号議案 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の 制定について……………	8
日程第 7	第 13 号議案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	8
日程第 8	第 14 号議案 令和 5 年度海田町一般会計予算……………	8
日程第 9	第 15 号議案 令和 5 年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	8
日程第 10	第 16 号議案 令和 5 年度海田町介護保険特別会計予算……………	8
日程第 11	第 17 号議案 令和 5 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算……………	8
日程第 12	第 18 号議案 令和 5 年度海田町水道事業会計予算……………	8
日程第 13	第 19 号議案 令和 5 年度海田町下水道事業会計予算……………	8
追加日程第 1	発議第 3 号 海田東公民館再整備特別委員会設置に関する決議案……………	17
日程第 14	第 20 号議案 令和 4 年度海田町一般会計補正予算（第 8 号）……………	19
日程第 15	発議第 1 号 海田町議会の個人情報保護に関する条例の制定について……………	20
日程第 16	発議第 2 号 海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………	21
日程第 17	委員会提出議案第 1 号 第 14 号議案令和 5 年度海田町一般会計予算に対する 附帯決議案……………	21
	（閉 会）……………	24

令和5年第2回海田町議会定例会

会議録(第4号)

1. 招集年月日 令和5年3月1日(水)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開 議 3月14日(火)9時00分宣告(第4日)

4. 応招議員(14名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	欠員	6番	大高下光信
7番	欠員	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(14名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
6番	大高下光信	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 西 田 祐 三
副 町 長 今 岡 寛 之
教 育 長 佐々木 智 彦
企 画 部 長 鶴 岡 靖 三
総 務 部 長 丹 羽 勤
福 祉 保 健 部 長 森 川 雅 枝
建 設 部 長 久保田 誠 司
教 育 次 長 森 山 真 文
下 水 道 担 当 参 事 龍 岩 広 幸
建 設 部 次 長 門 前 誠 司
企 画 課 長 藤 原 靖
魅力づくり推進課長 脇 本 健二郎
財 政 課 長 吉 本 真 人
総 務 課 長 中 村 修 介
税 務 課 長 松 井 良 哲
防 災 課 長 宮 垣 将 司
デジタル推進課長 下 野 武 士
町 民 生 活 課 長 水 川 綾 子
住 民 課 長 近 森 茂
社 会 福 祉 課 長 杉 本 幸 穂
こ ど も 課 長 新 藤 正 敏
長 寿 保 険 課 長 岩 本 宏 美
保 健 セ ン タ ー 所 長 森 原 知 美
建 設 課 長 早 稲 田 誠
上 下 水 道 課 長 木 村 生 栄
会 計 管 理 者 中 川 修 治

生涯学習課長 中下義博
学校教育課教育指導監 小村孝広
新庁舎整備室長 山田長秀
環境センター所長 谷川雅彦

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 倉本勇登  
主査 戸成正孝  
主任 二階堂心

~~~~~○~~~~~

10. 議事日程

- 日程第1 常任委員会委員の選任について
- 日程第2 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第3 同意第2号 副町長の選任の同意について
- 日程第4 第10号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第11号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第12号議案 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第13号議案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第14号議案 令和5年度海田町一般会計予算
- 日程第9 第15号議案 令和5年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 第16号議案 令和5年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第11 第17号議案 令和5年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 第18号議案 令和5年度海田町水道事業会計予算
- 日程第13 第19号議案 令和5年度海田町下水道事業会計予算
- 追加日程第1 発議第3号 海田東公民館再整備特別委員会設置に関する決議案
- 日程第14 第20号議案 令和4年度海田町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第15 発議第1号 海田町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第16 発議第2号 海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 委員会提出議案第1号 第14号議案令和5年度海田町一般会計予算に対する附帯
決議案

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしておりますので、御了承ください。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付をしております日程第1から日程第17に至る各議案でございます。

○議長（桑原）日程第1、常任委員会委員の選任についてと日程第2、議会運営委員会委員の選任については関連がありますので、一括議題といたします。宗像議員。

○10番（宗像）動議を提出します。日程第1及び日程第2の委員の選任につきましては、選考委員会を設けていただきたいと思っております。議長、副議長を含む7名の方を選任いただいて、選考委員会において常任委員会及び議会運営委員会の選考を行っていただきたいと思っております。選考委員の選任につきましては、議長に一任したいと思っております。なお、常任委員会につきましては、これまでどおり各議員に希望をとっていただきたいと思っております。以上、動議を提出します。

○議長（桑原）宗像議員の動議の内容について説明を求めたわけではありますが、日程第1及び日程第2の委員の選任につきましては、選考委員会を設けていただきたいと思っております。議長、副議長を含む7名の方を選任していただいて、選考委員会において、常任委員会及び議会運営委員会の委員の選考を行っていただきたいと思っております。選考委員会の選任についてでございますけれども、議長に一任していただきたいと思っておりますが、なお、常任委員会については、これまでどおり各議員に希望をとっていただきたいと思っております。以上で、動議を提出いたします。賛成、いらっしゃいますね。

（「はい、賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）ただいま宗像議員より、常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任につ

いて、正副議長を含めた7名の選考委員を選出してそこで選考されるよう、また、選考委員の選任については議長に一任をしていただき、常任委員について希望をとられたいと、動議が提出されました。所定の賛成者がございますので、本動議は成立をいたします。

よって、本動議を直ちに議題として採決を行いたいと思います。お諮りいたします。本動議のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、動議のとおりこれを決します。

それでは、選考委員を指名いたします。選考委員は、正副議長並びに佐中議員、多田議員、宗像議員、下岡議員、小田議員、以上7名を選考委員に決定いたします。これより常任委員会の希望をとります。用紙を配付いたしますので、自己の氏名及び希望する常任委員会への欄への丸印を必ず記入していただきたいと思います。用紙を配付します。

(用紙配付)

○議長(桑原) 繰返しますが、自己の氏名及び希望する常任委員会への欄の丸印を必ず記入していただきたいと思います。記入漏れはございませんか。それでは、用紙を回収いたします。

(用紙回収)

○議長(桑原) 選考委員会を開催いたしますので暫時休憩をいたします。再開は時間を追って通知いたします。選考委員会の方は、選考室にお集まりいただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

午前9時06分 休憩

午前9時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいま、選考委員会において、各常任委員会の割り振りが決まりましたので御報告いたします。委員会条例第5条第2項の規定により、総務建設委員会委員に、崎本議員、久留島議員、宗像議員、小田議員、玉川議員、西田議員と、私の、以上7名。文教福祉委員会委員に、下岡議員、大江議員、佐中議員、石橋議員、大高下議員、多田議員、前田議員、以上7名。それぞれ指名をいたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認め、よって、ただいま指名したとおり決定いたしました。なお、議長は、公平中立の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任させていただきます。

続いて、委員会条例第5条第2項の規定により、議会運営委員会委員に、久留島議員、下岡議員、玉川議員、小田議員、宗像議員、佐中委員、多田議員、以上7名を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり決定いたします。

以上で、日程第1と日程第2についての審議を終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、同意第2号、副町長の選任の同意についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）同意第2号、副町長の選任の同意について。副町長であります今岡寛之さんが令和5年3月31日をもって辞職することに伴い、副町長の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、山崎真紀さんでございます。詳細につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）同意第2号、副町長の選任の同意について御説明いたします。議案書の1ページをお開きください。令和5年3月31日をもって今岡副町長が辞職することに伴い、新たに山崎真紀さんを副町長として選任することについて同意をお願いするものでございます。副町長の選任につきましては、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。任期は令和5年4月1日から4年でございます。

それでは、山崎真紀さんの経歴等について御説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在50歳でございます。職歴でございますが、平成7年に広島県に採用され、教育委員会事務局管理部総務課に勤務、平成23年からは総務局戦略推進課主査、平成24年からは商工労働局観光課主査、平成26年からは商工労働局海の道プロジェクトチーム主査、平成27年からは総務局経営企画チーム主査、平成28年からは総務局

経営企画チーム参事、平成30年からは教育委員会事務局管理部総務課秘書広報室長、令和2年、教育委員会事務局学びの変革推進部学校教育情報化推進課長、令和3年、総務局経営企画チーム政策監を歴任され、令和4年4月からは健康福祉局総括官として活躍しておられます。広島県職員として培った幅広い経験や豊富な知識をお持ちの方で、広島県において要職を務められ、その行政手腕は町長の補佐役としてその重責を十分に担う適任であると判断し、同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）今岡町長、お疲れ様です。御苦勞様でございました。ちょっとね、この名前だけで見れば、女性の方か男性の方か分かりません。どちらなんか、お答え願いたいと思います。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）はい、女性でいらっしゃいます。

（「議案書配られてます。議案書がないのに議案出すのはおかしい」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）ちょっと待って。指名していないから発言を待ってください。はい、宗像議員。

○10番（宗像）議案書はどこにあるのか、ちょっと御説明願いたいんで、しょっぱなの議案書に書いてあるんですか。

○議長（桑原）宗像議員、追加で配つとると思うんですが。

○10番（宗像）分かりました。持って来とらるので、見てない。失礼しました。

○議長（桑原）よろしいですか。はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。ちょっと待って。女性だということは、それで終わったんですね。はい、討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。何かありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）これより、同意第2号について採決を行います。お諮りいたします。同意

第2号については、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、同意第2号はこれを同意することに決定いたします。この際、御紹介を申し上げます。ただいま選任の同意を受けました山崎真紀さんが本日来庁されておりますので、招致したいと思います。山崎さん、入場してください。

(山崎真紀氏、入場)

- 議長(桑原) それでは、山崎さんより発言の申出がございますので、これを許可したいと思います。山崎さん、登壇してください。
- (山崎) ただいま、副町長選任の御同意を賜りました山崎でございます。お許しをいただきまして御挨拶を申し上げます。この度の副町長選任の御同意は身に余る光栄であり、身が引き締まる思いとともに、責任の重大さを痛感しております。もとより微力ではございますが、西田町長を補佐し、職員の皆さんと力を合わせて海田町の発展のため全力を尽くしてまいる所存でございます。桑原議長をはじめ、町議会の皆様には、格別の御指導、御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。本日は、御同意いただき、ありがとうございました。
- 議長(桑原) 山崎さんには副町長という重要な職務に対し、お励みをいただきたいと思っております。どうぞ御退場ください。

(山崎真紀氏、退場)

~~~~~○~~~~~

- 議長(桑原) この際、日程第4、第10号議案から日程第13、第19号議案までを一括議題といたします。去る3月3日の本会議において、予算審査特別委員会に付託をいたしました各案件についてでございます。委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、宗像委員長。
- 10番(宗像) 予算審査特別委員会委員長の宗像でございます。予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、令和5年3月3日付けで付託されました案件を、審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。付託案件及び審査経過につきましては、御手元にお配りしました報告書のとおりでございます。

審査の結果でございますが、第10号議案につきましては、賛成多数で可決すべきもの

と決定いたしました。第11号議案から第13号議案までについては、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第14号議案については、修正動議が出され、これを賛成多数で可決すべきものと決定しましたが、修正議決した部分を除く原案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第15号議案から第19号議案までについては、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

なお、第14号議案、令和5年度海田町一般会計予算に対する附帯決議案について、採決した結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（桑原）以上で、報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略をいたします。

これより各議案ごとに順次採決を行います。まず、第10号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。討論があるので、討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）第10号議案、国保条例反対討論を行います。海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対をいたします。反対の理由は、本議案は、国保税が、令和3年度は12万2,518円、1人当たり平均でありました。令和4年度は、基金を充当しても1人当たり6,504円引上げ、12万9,022円でした。令和5年度の税額は、12万9,022円から6,989円、5.47パーセント引上げ、13万6,009円になるからです。今、この時期に引き上げることについては、賛成できません。負担の限界を超えてしまうのではないかという問題があるからです。国民健康保険は、年金生活者、自営業の方、非正規雇用の労働者などが加入している保険であり、コロナ禍で特に苦しい低所得者はもちろん、比較的ゆとりのあると思われる層にとっても厳しくなっております。食品やガス、電気、ガソリン代などの値上げもあり、町民の日々の生活に与える影響は計り知れません。現在も、国保加入者は大変厳しい状況に置かれております。国民健康保険税が高すぎて払えず、町民の命と健康が脅かされている状況もあります。新制度は、被保険者の多くが低所得者であるにもかかわらず、国保税が高いという構造的な大幅値上げなど、問題は何か解決しないばかりか、いっそう滞納者を増やす恐れがあります。国保問題の解決に最も必要なことは、国庫負担の増であり、国に対し負担金を求め増やすことです。今後も、法定外繰入れを維持しながら、国保税の引下げと独自の減免制度の充

実を求めて、反対討論といたします。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。小田議員。

○4番（小田）4番、小田です。第10号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。国民健康保険事業を支えているのは、保険者一人ひとりです。皆で支え合って成り立っているこの国民健康保険事業の運営が年々厳しくなっていることは承知をしております。しかしながら、少子高齢化社会の中で、高齢者でも、収入の多い方には、若者世代と同じ税制を担うというのが、現在社会の基本にもなってきております。町においては、激変緩和措置も講じておられます。今後の国民健康保険事業の安定的な運営のためにも、今回の税率改正は致し方ないと考えます。今後も行政におかれましては、健康増進による施策の展開と健診の充実を図り、海田町の皆様が元気で長生きできるような施策の展開をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。皆様の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。第10号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決をされました。

続いて、第11号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第11号議案について採決を行います。お諮りいたします。第11号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

続いて、第12号議案、海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第12号議案について採決を行います。お諮りいたします。第12号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第13号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第13号議案について採決を行います。お諮りいたします。第13号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案、令和5年度海田町一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案を修正すべきものでございます。これより、本案及びこれに対する修正案を一括として討論を行いたいと思います。討論があるようなので、討論を行います。討論の順は、初めに、原案に賛成の討論、次に、原案及び修正案の反対討論、次に、原案に賛成の討論、次に、修正案に賛成の討論の順に行います。それでは、原案に賛成の討論を許します。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 次に、原案及び修正案の反対の討論を許します。佐中議員、賛成の討論、反対の討論ですか。今は、修正案に反対ですよ。先ほど原案の賛成の討論を許し、で、

これ、なかったんですよ。先ほど原案に賛成の討論をお願いしたんです。反対の討論じゃなくて、原案に賛成の討論。それでは、原案に賛成の討論で許可しますが、よろしいですか。賛成の討論で許しますけど、それでよろしいですか。修正案に反対ですよ。それでは原案に賛成の討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。14号議案、原案には賛成をいたしますが、修正案には反対をいたします。

この修正案は、総務企画費の提案を無視し、海田東地区拠点複合施設整備、地区拠点整備事業はなくなり、海田東地区拠点複合施設整備基本設計策定業務委託料561万円を削除し、教育費の予算費目に充てて修正するものです。その行き着くところは、海田東地区複合施設整備は廃止となり、海田東小学校本館整備基本構想・基本計画策定業務委託料と、海田公民館再整備基本計画策定業務委託料と修正をしております。これは総務企画の所管の仕事です。これを一旦企画部で決めて、後ほど教育委員会の所管の教育費とすべきです。そうしなければ、これまでの説明を受けたプランはばらばらとなり、個別に東小学校と東公民館のみとなり、国土強靱化やマスタープランの改正・海田町立地適正化計画等やコミュニティ、その他に関することは、何もできなくなります。これまで、説明を受け審議した事業内容は、教育費になれば、教育委員会の事業内容は大幅に変わり、負担も大きくなります。新たに再検討し、再見直しをしなければなりません。原案を修正しないで、一旦可決し、その後、海田東地区拠点複合施設整備、地区拠点施設事業を可決し、その後、海田東小学校本館事業や海田公民館事業計画をすべきです。そうしなければ、第5次総合計画やマスタープランを無視することになります。財源にしても、原案は最大事業費32億5,000万、実質負担21億円で、このプランをばらばらにすることで、事業費、46億8,000万円、実質負担33億2,000万円となります。町の実質負担は12億2,000万円の節減効果がなくなると説明を受けております。議会が全く全体のことを考えないで、これで良いと思いますか。財源が12億増でよいのですか。また、このことにより、これ以外に意義ある問題が発生する項目が多発します。私が思うのに、主に8件あると思います。一つには、第5次海田町総合計画やマスタープランに基づくもので、総務企画の所管であるのに、いきなり教育費に費目を変えること。二つ目には、海田町の教育大綱は、教育委員会は、5に、充実した教育環境の整備で、学校施設長寿命化計画に基づく学校施設の計画的な整備の促進はありますが、海田東地区拠点複合施設整備基本計画策定業務は、教育委員会の仕事ではありません。新築や建替えは、具体

的な事業であればそうですが、そうではありません。第5次総合計画でそれに基づくもので、費目は、原案のとおりが正しいことになります。同じく、教育大綱には、2のところに、人がつながり夢を育む生涯学習の推進で、その中の2のところに、老朽化した各施設、海田東公民館、図書館、ふるさと館、海田小学校クラブハウス等の必要な機能の整理、整備の方針のみです。小学校や公民館の新築や建替えはありません。海田町教育大綱の位置付けは、海田東地区拠点複合施設整備、地区拠点施設事業プランに基づき、具体的な建設事業で、初めて事業と計上するもので、今回は、いきなり修正案は妥当ではありませんし、混乱を招くものです。5番目には、予算も増額するし、教育委員会の中に別の専門的担当者を置くことにつながります。6番目には、町の組織機能も変わり、教育委員会の職員の負担にも影響いたします。7番目には、本来、教育委員会は、具体的な事業費を計上するもので、基本構想や基本計画策定は教育費の費目ではありません。修正案は、変な形の予算編成となりますし、最終的には、教育長には決裁権はありません。町長です。8番目には、本来の教育委員会は、教育大綱に基づき、海田町の教育、学術や学問・文化の振興に関する総合的な施策を教育基本法に基づき専念すべきです。これが正しい予算編成になります。よって、修正案に反対をいたします。皆さんの良識ある判断で、修正案を否決するよう、御賛同お願いをいたします。

○議長（桑原）では、次に、原案及び修正案に反対の討論を許します。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）次に、原案に賛成の討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）それでは次に、修正案に賛成の討論を許します。玉川議員。

○3番（玉川）3番、玉川です。修正案に賛成の立場で討論いたします。

この度提案されている海田東地区拠点施設整備事業は、上位計画である海田東地区中心地区計画としては全く検討されてはならず、地区計画の一部分の施設だけ先行して計画することには問題があると言わざるを得ません。全体計画の中で、拠点施設がどのような役割を果たすのか、まず、明確に位置付け、どのような施設にしていくのか、まずはその計画を進めるべきです。総務建設委員会でもこのことが議論となり、新年度で検討することとなっており、また、公民館と小学校についての事業にもかかわらず、文教福祉委員会では一度も課題にも挙がっていません。拠点施設として整備を推進するため

には、まずは、上位計画である全体計画を作成すべきです。また、執行部が提案されている海田東地区拠点施設整備事業ですが、内容は、老朽化した海田東公民館の建替えです。私たちも、老朽化している海田東公民館の建替えについては必要と考えており、海田公民館、織田幹雄スクエアの建替えが完了した現在、今度は、海田東公民館の建替えを検討すべき時期に来ていると考えております。したがって、まずは、事業名称を明確にするため、海田東地区拠点複合施設整備基本計画策定業務を、海田東公民館再整備基本計画策定業務と名称変更を行い、海田公民館の建替え時と同じく、所管を、教育委員会生涯学習課にすべきです。次に、執行部は議会との審議を得ることなく、公民館を老朽化している海田東小学校建替えに合わせて複合化しようとしております。執行部は、複合化の適性を、議会と検討することなく一方的に進めております。現状と全く違う方法で整備するためには、その過程をしっかりと議論を行い、双方が納得いく結論を出す必要がございます。また、海田東小学校の建替えについては、校舎本館の劣化が激しく、教育委員会としても待ったなしとの結論がなされており、私たちも、これを進める必要があると判断しております。海田東地区拠点複合施設整備基本計画策定業務の名称、所管を変更するに併せて、この事業については、名称を海田東小学校本館整備基本構想・基本計画策定業務と名称変更されるべきです。最後に、令和4年度で海田東公民館に含めるべき施設の内容については、既に調査が完了しております。今後は、改めて場所や含めるべき施設内容、建替えの方法などについて、議会を無視することなく、しっかりと協議を行い、基本計画を策定するべきであることを執行部に申し上げ、賛成討論といたします。皆様の御賛同のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第14号議案について採決を行います。まず、修正案について、起立により採決を行います。お諮りいたします。第14号議案に対する修正案の賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第14号議案に対する修正案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除

く部分については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、修正議決をした部分を届く部分は原案のとおり可決されました。

続いて、第15号議案、令和5年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第15号議案について採決を行います。お諮りいたします。第15号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案、令和5年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第16号議案について採決を行います。お諮りいたします。第16号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案、令和5年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第17号議案について採決を行います。お諮りいたします。第17号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案、令和5年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第18号議案について採決を行います。お諮りいたします。第18号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案、令和5年度海田町下水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第19号議案について採決を行います。お諮りいたします。第19号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま、下岡議員ほか1名から、発議第3号、海田東公民館再整備特別委員会設置に関する決議案が提出されました。本案は議会構成に関するもので、緊急を要する事件と認め、日程に追加をし、追加日程第1として審議することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認め、したがって、緊急を要する事件と認め、追加日程第1として審議することに決定をいたしました。決議案を配付いたします。

(決議案配付)

~~~~~○~~~~~

- 議長（桑原）追加日程第1、発議第3号、海田東公民館再整備特別委員会設置に関する決議案を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。下岡議員。
- 9番（下岡）9番、下岡でございます。海田東公民館再整備特別委員会設置に関する決議案について、案文を読み上げて提案理由の説明といたします。次のとおり、海田東公民館再整備特別委員会を設置するものとする。1、名称、海田東公民館再整備特別委員会。2、設置の根拠、海田町議会委員会条例第4条。3、調査事項、海田東公民館再整備に関する諸問題の調査研究。4、委員の定数、議員全員で構成する。5、調査期限、3に掲げる調査が終了するまで閉会中の継続調査を行うことができる。以上でございます。
- 議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。
- 15番（佐中）ただいま提案をされましたけれども、海田東公民館再整備特別委員会。ここに限って特別委員会をつくること自体が、町が示した海田地区、東地区ですね。これに基づく、全体のそういう、特別委員会ではなくて、個別の小学校であるとか公民館であるとかいう特別委員会をつくると、今まで説明があった複合施設であるとか、国土強靱化の補助をもらって、12億以上のそういう補助があるのに、プランをばらばらにする拠点になるというように思います。私が、議運の中でも論議いたしましたが、私だけでしたが、公共施設の在り方の調査研究特別委員会、このほうが正しいやり方で、しかも、安く、節減、あるいは国の補助や県のそういう補助整備、負担金などをもらってやること。それと、平成28年に財政課が全協で提出した見直しの数が81施設あって、東と、今、海田を分けると、約半分にしても、40か所ぐらい公共施設があるわけで、これを全体を含めて、名称を公共施設等調査研究特別委員会のほうが正しいというように私は感じますので、この問題についてどう考えるのか、お尋ねをいたします。
- 議長（桑原）下岡議員。
- 9番（下岡）ただいま佐中議員から、東地区の全体の拠点の施設についての整備のほうがよくないんじゃないかという提案がありましたけれども、現在ですね、海田東地区については、まだ、まちづくり基本構想ができておりません。これは、執行部、町長の方針にもありますとおりですね、これから取り組むということでございますので、現時点ではですね、まだ、その方向も何も決まってないわけですから、これを議論するということは難しい。まだ内容が固まってない段階でですね。一方でですね、東公民館機能に

つきましては、企画が作りました基本構想、地区拠点の施設の基本構想においてですね、機能整理が行われまして、この施設が持つ機能というのは、コミュニティであるとか、生涯学習であるとか、地区防災であるとかですね、まさしく、その機能というのは公民館が持つ機能でございます。その公民館につきましては、海田町ですね、公民館設置管理条例において、海田東公民館と明確に規定されておるわけでございます。以上によってですね、海田公民館につきましても、海田公民館単独施設について特別委員会を作ったわけでございます。で、現在の状況はですね、町執行部からは、この施設について、複合にするとかいう方針が示されておりますけれどもですね、この複合にするか単独にするか、まず議論ができておりませんので、そこから早急にスタートが必要ということで、ただいまの海田東公民館再整備特別委員会という提案をさせていただいております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今、答弁というか、発言を聞きましたけども、2月の27日に全協をやって、海田東地区拠点施設整備基本構想、この中に導入機能として、地域コミュニティ、生涯学習、子育て支援、健康増進、防災、環境共生、交通拠点、その他の機能と。公民館だけに指定してしまえば、これらが全部抜けて審議することになる。しかも、これが優先をしていくと、今の複合施設が全く無視されて、町が示した町の実施負担12億2,000万円の節減効果が薄れてしまう、こういう結果になり得ることが懸念をされます。これについてどう考えるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）先ほど申しましたように、機能につきましては、例えば、子育ては町民センター、健康づくりは福祉センターというふうに、企画部の機能整理が終わっておるわけで、残った機能については、今のコミュニティだとか、生涯学習だとか、地域防災とかという点は、公民館が持つ機能だということで、公民館に絞るということでございます。また、その費用につきましては、複合か単独か、これからの議論になるということだと思います。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、発議第3号について採決を行います。お諮りいたします。発議第3号について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおりこれを決します。

この際、お諮りいたします。ただいま設置されました海田東公民館再整備特別委員会の委員として、議長は議会運営上、公平中立の立場から委員を辞退させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することと決します。

この際、ただいま設置されました海田東公民館再整備特別委員会の委員の皆さんは、委員会室で正副委員長との互選を行い、議長に報告をしてください。暫時休憩をします。

~~~~~○~~~~~

午前10時09分 休憩

午前10時18分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま、海田東公民館再整備特別委員会において、正副委員長の互選が行われましたので、その結果を御報告いたします。委員長に宗像議員、副委員長に下岡議員と決定をいたしましたので、お知らせをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第14、第20号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第20号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算第8号。この度の補正予算につきましては、社会保障・税番号制度運営事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第20号議案、令和4年度海田町一般会計補正予算第8号について御説明いたします。資料50として補正予算説明書を、資料51として事業概要資料を提出しております。説明は資料51によりさせていただきます。資料51、マイナポイント

ト申込サポート業務延長の概要をお願いいたします。1、趣旨については、マイナンバーに係るマイナポイント第2弾のポイント申込期限が2月末から5月末に延長されたことに伴い、現在業務委託しているマイナポイント申込サポート業務等を延長するものでございます。2、委託内容については、(1)から(3)に記載のとおりでございます。3、サポート体制等については、窓口開設場所は、加藤会館1階、委託期間は令和5年4月2日から令和5年5月31日までの間、記載の曜日、日時で行います。4、補正予算額については、繰越明許費を設定し、歳出では、マイナポイント申込サポート業務委託等を計上し、その財源として、歳入では、事業費補助金を増額計上いたします。参考として、5のマイナンバーカード目的別来庁件数と、6のマイナンバーカードの申請率及び交付率を記載しております。

続きまして、議案を御説明いたします。第20号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましても、既定の歳入歳出予算の総額に852万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を142億8,485万円とするものでございます。また、第2表で繰越明許費の追加を設定いたします。以上で、令和4年度海田町一般会計補正予算第8号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第20号議案について採決を行います。お諮りいたします。第20号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第15、発議第1号、海田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。案文については御手元に配付をしておりますとおりでございます。提案者より提案理由の説明を求めます。多田議員。

○12番（多田）12番、多田でございます。海田町の個人情報の保護に関する条例の制定

について。提出者を代表し、発議第1号、海田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより発議第1号について採決を行います。お諮りいたします。発議第1号については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第16、発議第2号、海田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。案文については御手元に配付しておりますとおりでございます。本案については提出者全員でございますので、質疑討論を省略します。

これより発議第2号について採決を行います。お諮りいたします。発議第2号については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第17、委員会提出議案第1号、第14号議案令和5年度海田町一般会計予算に対する附帯決議案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。予算審査特別委員会、宗像委員長。

○10番（宗像）予算審査特別委員会委員長の宗像でございます。第14号議案令和5年度海田町一般会計予算に対する附帯決議案を提出いたします。なお、議案内容の読み上げをもって提案理由にさせていただきます。

町道137号線道路改良事業に関する予算の執行に当たっては、用地取得について、関

係機関等と協力することで、予算を繰越しせず一刻も早く工事に着工できるよう最大限の努力をするよう求めるものです。以上でございます。

- 議長（桑原）本案は議員全員で構成する予算審査特別委員会の提出でございます。質疑、討論は省略をいたします。

これより委員会提出議案第1号について採決を行います。委員会提出議案第1号については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（桑原）異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。執行部におかれましては、この附帯決議の趣旨を十分考慮の上、予算執行に当たっていただきたいと思えます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

この際、慣例により、海田町議会議員互助会の永年表彰を行いたいと思えます。事務局、用意してください。

- 議会事務局長（倉本）それでは、お名前をお呼びいたしますので、前のほうへお願いいたします。まずは、勤続15年表彰でございます。桑原公治議員。こちらについては副議長からお願いいたします。

- 13番（崎本）表彰状、桑原公治殿。あなたは海田町議会議員として長年の地方自治の発展、伸張に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。よって、これを表します。令和5年3月14日、海田町議会議員互助会会長、桑原公治。

（拍手）

- 事務局長（倉本）はい、続きまして勤続25年表彰でございます。多田雄一議員。

- 議長（桑原）表彰状、多田雄一殿。あなたは海田町議会議員として、永年、地方自治の発展に寄与されました。この功績は誠に顕著であります。よって、これをここに表します。令和5年3月14日、海田町議会議員互助会会長、桑原公治。おめでとうございます。

（拍手）

- 事務局長（倉本）続きまして、勤続30年表彰でございます。崎本広美議員。

- 議長（桑原）表彰状、崎本広美殿。あなたは海田町議会議員として、永年、地方自治の発展、伸張に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。これによって、これを表します。令和5年3月14日、海田町議会議員互助会会長、桑原公治。おめでとうございます。

○12番（多田）ありがとうございます。

（拍手）

○議長（桑原）以上で表彰式を終わります。

ここで、3月31日をもって退任をされます今岡副町長から発言の申出がございますので、これを許可します。副町長。

○副町長（今岡）一言御挨拶を申し上げます。私は、今月末をもって退任することとなりました。副町長就任以来、8度の定例会と、同じく8度の臨時会で議員の皆様方と御議論をさせていただきました。今、この本会議場に立ち、この2年間を振り返ってみますと、感慨無量のもがございます。令和3年4月に副町長に就任以来、2年にわたり、西田町長にお仕えてまいりました。この間、新型コロナウイルス感染症の長期化、ウクライナ情勢などによる原材料やエネルギーの価格高騰など先行きの不透明、不確実な社会経済状況の中で、暮らしやすさが実感できるまちの実現を目指す第5次海田町総合計画に基づき、子育て支援の充実や、健康づくりの推進、防災、減災体制の強化、デジタルトランスフォーメーションの推進など、様々な施策に一生懸命取り組んでまいりました。また、こうした取組に際しましては、職員が能力を発揮し、熱意を持って仕事に取り組むことができるよう、職場環境づくりに努めてきたところでございます。しかしながら、私自身の力不足により、皆様方に御心配をおかけした場面も多々あったのではないかと考えております。その一方で、この間、充実した気持ちで副町長の職務に取り組むことができたのは、ひとえに、桑原議長をはじめ、議員各位の温かい御支援と御指導やお力添え、職員の皆さんの努力、そして何よりも町民の皆様のお理解と御支援のたまものであり、感謝の気持ちでいっぱいでございます。4月からは県に復帰しますが、今回の御縁を大切に、これからは海田町の応援団としての役割を果たしてまいりたいと思っております。

最後になりましたが、皆様におかれましては、今後とも海田町の発展のため、これまでも増して御尽力をいただきますようお願いいたしますとともに、町民の皆様お一人おひとりの御健勝、御多幸を心から祈念いたします。これまでの御支援に対し、改めて心からの感謝を申し上げ、御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、副町長の退任の挨拶を終わります。

この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。令和5年第2回海田町議会定

例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。初めに、先ほど表彰を受けられました方々に、心からお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。

次に、税条例の専決処分についてでございますが、今国会に地方税法等の一部を改正する法律案が提出されております。この法律案が成立しますと、課税事務上必要がございますので、関係条例を専決処分させていただき予定としております。

続きまして、3月1日から開会のこの定例会におきましては、提出させていただきました議案について、議決をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。令和5年度予算に対する修正及び附帯決議につきましては、重く受け止め、丁寧な説明等に努めてまいります。審議の過程におきましては、皆様から賜りました御意見や御要望は、新年度の諸施策の執行に当たり、できる限り尊重し、住民サービスの向上につながるよう努めてまいります。これからもなお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原）閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。本定例会は、令和5年度予算をはじめ、多数の重要案件を審議する極めて重要な議会でもございました。議員各位におかれましては、去る3月1日から本日まで、慎重かつ熱心に審議をいただき、その精励に対し深く敬意をあらわすものでございます。また、執行部におかれましては、誠意を持って議会に臨んでいただき、深く感謝を申し上げます。全議案が妥当な結論を得ましたことは、本町のために誠に喜ばしいことでございます。審議の経過においては、各議員から述べられました意見や要望が十分反映されますよう特段の配慮を払われまして、町政発展のため一層努力されることをお願い申し上げます。

以上で、本日の会議を閉じます。

これにて、令和5年第2回海田町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞様でした。

午前10時40分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 5年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員